

業務仕様書

1 業務名称 国有財産一般媒介契約

2 業務目的物件 国有財産媒介公告書のとおり

3 業務内容

本件業務にかかる受託者（以下、「受託者」という。）は、本業務を実施する場合において、宅地建物取引業法等の各法令規程を順守し、あわせて国有財産の管理及び処分上必要となる業務を実施するため、一般媒介契約書記載の内容に併せて本仕様書に基づき、正確かつ誠実に業務を処理しなければならないものとする。

4 個人情報保護

本業務の履行期間中及び本業務の完了後においても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用があることに十分留意し、個人情報の適切な管理を行うこと。

5 一般的な事項

- (1) 業務の実施にあたっては、次の法令等に基づき、適正に行うこと。
 - ・ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）
- (2) 業務によって生じた事故等に係る費用については、受託者の負担とする。
- (3) 本業務に係る一般媒介契約書及び本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、その都度当局が指定する監督職員と協議して対応すること。

6 特記事項

- (1) 買受希望者の探索にあたり、広告や遠隔地への出張等の特別な依頼は行わない。
- (2) 本件一般媒介契約を完了あるいは解約した場合、直ちに国に身分証明書を返還すること。
- (3) 媒介契約後、目的物件に新たな隠れた瑕疵が発見されたことにより、当該物件の売払を中止する等、媒介契約を継続することが困難になった場合、国はその旨受託者に通知することをもって媒介契約を解除することができる。なお、国は契約解除等に伴い発生した費用については、一切負担しないものとする。
- (4) 本件業務は、媒介による買受希望者と国との国有財産売買契約に基づく代金の全額の納付（保証金方式の場合は、残代金納付）と所有権移転登記書類の提出を国が受領したことにより完了する。